

本パンフレットをご一読いただき、
この機会にぜひ加入をご検討ください！

ニューエイジ® (税制適格プラン)

(拠出型企業年金保険)

ゆとりある老後生活、豊かな生活設計のために



拠出型企業年金保険の魅力

保険料控除の対象となります

「ニューエイジ (税制適格プラン)」は個人年金保険料控除の対象、
「マイライフ (一般プラン)」は一般生命保険料控除の対象となります。



幅広い給付内容で安心です

途中で脱退された場合、払込期間中に
死亡された場合でも給付が受けられます。

計画的に退職後の準備ができます

在職中の積立てにより退職後の準備ができます。

住友商事 (株) 保険事業部

<事務委託先>

住商インシュアランス (株) 個人保険部 ニューエイジ担当

電話番号：03-5657-6311 受付時間：平日 10:00~16:00

eメールアドレス：sp-dantai@sc-ins.co.jp

※電話受付時間短縮を行っております。

お問い合わせは極力メールにてお願い致します。

最新情報は弊社ホームページにてご確認ください。

申込締切日

(2024年7月加入) 2024年 4月26日 (金)

(2025年1月加入) 2024年 10月11日 (金)

申込書提出先

住商インシュアランス (株) 個人保険部

申込書に所定事項をご記入のうえご提出ください。

本パンフレットについて

◆お申込みにあたって、商品内容や保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、以下の内容を記載した本パンフレットをお渡ししています。

● 契約概要（P1～P5）

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- * 商品のしくみ
- * 掛金、給付額試算 等


● 注意喚起情報（P6～P7）

保険の基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- * 予定利率の変更について
- * 年金・一時金などが支払われない場合 等

ご意向（ニーズ）確認のお願い

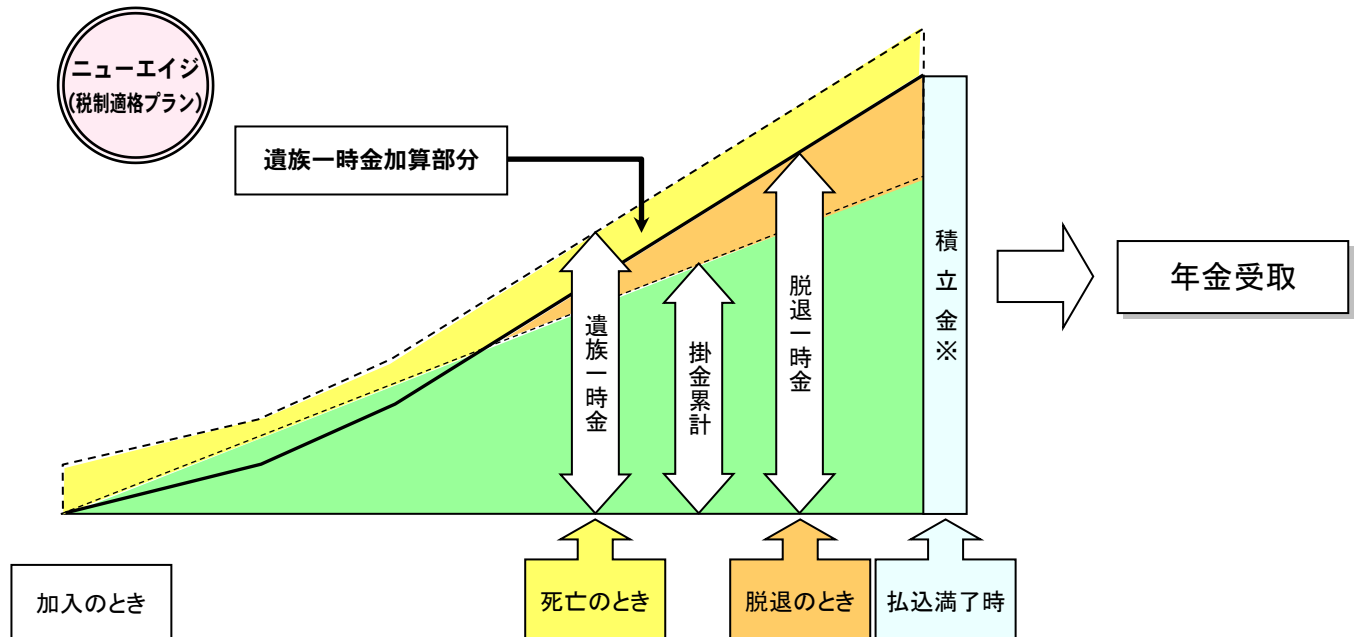
お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧いただき、保障内容、保険料、積立金（給付額試算表の内容）などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

 本パンフレットは大切に保管してください。

契約概要

① 商品のしくみ

- ◆役員・従業員などの自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、当社を契約者として運営する団体年金保険商品です。
- ◆在職中に積立てを行い、掛金払込満後は積立金を原資とした年金が受け取れます。
- ◆死亡時には積立金に拠出型企業年金保険遺族年金特約による所定の金額を加算した額が一時金として支払われます。



◆加入者が負担した保険料は以下のとおり保険料控除の対象となり、所得税・住民税の税額が軽減されます。

	対象となる保険料控除	年間の所得控除額	
		所得税	住民税
加入日から払込満了までの期間が10年以上の方	個人年金保険料控除	50,000円限度	35,000円限度

※「積立金」は、掛金から制度運営費、事務手数料などを差し引いて積み立てられ、所定の利率(予定利率)により運用されています。

② 加入対象者

当社および関連会社の役員・従業員で加入日現在 15 才以上かつ退職までの期間が 10 年以上ある方（ただし、長期休職等の場合を除く）。

※ここでいう関連会社とは、加入日現在、当社と拠出型企業年金保険契約を締結している会社をさします。上記加入対象者ではない方は加入できません。

③ 払込満了年令

退職年令（ただし従業員 65 才、役員 70 才まで）

④ 掛金

半年払（ニューエイジ） 1 口 50,000 円（保険料 49,000 円、制度運営費 1,000 円）、1 口のみ加入できます。

- ・掛金は加入者負担です。
- ・掛金から「制度運営費」を控除した額を「保険料」として生命保険会社に払い込みます。

⑤ 給付額試算表

半年払（ニューエイジ） 1 口 50,000 円の場合

※ 部分は、積立金額が掛金累計額を下回る期間です。

加入年数	掛金累計額	積立金額 (脱退一時金額)	基本年金月額 10 年確定年金 の場合	基本年金月額 10 年保証期間付 終身年金 (65 才開始・男性) の場合	◆将来支払われる給付額は現時点では確定しておらず、今後の加入規模の変化・入金状況・予定利率の変更等により変動(増減)します。 左記の給付額は、以下の前提が今後も一定と仮定した場合の目安です。 1. 契約が次の総加入口数を常に維持していること。 月払（マイライフ） 2,580 口 半年払（ニューエイジ） 840 口 2. 加入者全員の掛金が払込期月の 1 日までに入金されていること。 3. 予定利率が 2023 年 12 月現在のものと同一であること。 4. 配当金の加算がないこと。 ◆7 月 1 日に加入した場合を前提として計算しています。
年	円	約 円	約 円	約 円	
1	100,000	96,710	—	—	
2	200,000	194,440	—	—	
3	300,000	293,090	—	—	
4	400,000	392,670	—	—	
5	500,000	493,190	—	—	
6	600,000	594,670	—	—	
7	700,000	697,260	—	—	
8	800,000	801,020	—	—	
9	900,000	905,910	—	—	
10	1,000,000	1,011,960	8,870	4,900	
15	1,500,000	1,559,940	13,670	7,550	
20	2,000,000	2,138,730	18,750	10,350	
25	2,500,000	2,750,070	24,110	13,310	
30	3,000,000	3,395,770	29,770	16,440	
40	4,000,000	4,798,140	42,070	23,230	

⑥ 加入日

半年払(ニューエイジ) 7月1日、1月1日

(7月分は6月、1月分は12月の給与もしくは賞与から控除されます。)

⑦ 掛金払込満了時の給付内容

年金受取

- ・ 払込満了年令に達したとき、加入者に年金が支払われます。
- ・ 一時金での受取りを希望される場合には、将来支払われる年金に代えて一時金で受け取ることもできます。
- ・ 年金受取期間中に死亡された場合は、残りの期間引き続き、労働基準法施行規則第42条ないし第45条に基づく加入者の遺族に年金が支払われます。

◆ 加入期間10年以上の方 ⇒ **確定年金**か**終身年金**を選択

(選択できる年金種類はP4「⑨年金種類」を参照ください)

⑧ 掛金払込期間中の取扱い

◆ 脱退された場合【脱退一時金】

- ・ 脱退時点の積立金(脱退一時金)が加入者に支払われます。
- ・ なお、以下の要件を満たした場合、年金受取を選択することもできます。

- ・ 加入期間10年以上かつ脱退時の年令が50才以上60才未満 ⇒ **終身年金**
- ・ 加入期間10年以上かつ脱退時の年令が60才以上 ⇒ **確定年金**か**終身年金**を選択

(選択できる年金種類はP4「⑨年金種類」を参照ください)

◆ 死亡された場合【遺族一時金】

死亡時点の積立金に半年払(ニューエイジ)1口あたり10,000円を加算した金額が、遺族一時金として遺族に支払われます。

積立金の払出し

取り扱いできません。

掛金払込の中断

取り扱いできません。ただし、10年以上掛金の払込を継続していれば、取り扱いできます。

⑨ 年金種類

選択できる年金種類は次のとおりです。

	年金種類	給付内容
確定年金	10年確定年金	年金受取期間中は加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。
	10年確定年金（前厚型）	年金受取期間中は加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。なお、6年目以降は基本年金月額（初年度）の50%が支払われます。
終身年金	10年保証期間付終身年金	保証期間中は加入者の生死にかかわらず年金が支払われますが、保証期間経過後は加入者が生存している限り年金が支払われます。
	10年保証期間付終身年金（前厚型）	保証期間中は加入者の生死にかかわらず年金が支払われますが、保証期間経過後は加入者が生存している限り年金が支払われます。なお、11年目以降は基本年金月額（初年度）の50%が支払われます。
	10年保証期間付配偶者年金 特別付終身年金	保証期間中は加入者の生死にかかわらず年金が支払われます。保証期間経過後に加入者が生存している場合は同額の年金を、また、加入者の死亡後に配偶者が生存している場合には、配偶者に50%の年金が支払われます。配偶者とは、本人の年金開始時および死亡時に法律上の配偶者である方をいいます。

据置

年金を選択の場合、10年を限度に支給開始時期を繰り延べるすることができます。ただし、50才以上かつ加入期間10年以上の方に限ります。なお、繰延期間中は掛金の払込みはできません。

⑩ 配当金について

毎年度の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によっては支払われない年度もあります。掛金払込期間中の配当金は積立金に加算され、年金受給開始後は年金に加算されます。年度途中で脱退された場合はその年度分の配当金はありません。

⑪ 引受保険会社について

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。

- ・マイライフ（一般プラン）にも加入されている方は、それぞれのプランについて年金受給権を判定します。また両プランで年金を選択される場合は、同一の年金種類を選択していただきます。
- ・マイライフ（一般プラン）、ニューエイジ（税制適格プラン）間の積立金の移行はできません。



年金や一時金などが支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P6 注意喚起情報「④年金・一時金などが支払われない場合について」



税務について

◆保険料

加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。

◆脱退一時金・払込満了時の一時金

一時所得として課税対象となります。

- ・同年度その他の一時所得がある場合は、一時所得の合計から 50 万円の特別控除額が控除されます。

◆遺族一時金

相続税の課税対象となります。

- ・受取人が法定相続人の場合は所定の非課税枠があります。
非課税枠は他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。

◆年金

雑所得として課税対象となります。

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2023 年 11 月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

生命保険料控除に関する税制改正について

2012 年 1 月 1 日以降の新契約から、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額が変更になりました。当制度は、2011 年 12 月 31 日以前に発足しておりますので適用限度額は従来どおり変更ありません。(2012 年 1 月 1 日以降に新規加入・増口された部分も同様の取扱いとなります。) 他にご加入の保険契約がある場合、内容によっては取扱いが異なりますので個別の税務の取扱い等は所轄の税務署等にご確認ください。

個人情報の取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、当社（契約者）または住商インシュアランス株式会社は、加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日等）を当社が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

この保険に基づいて当社または住商インシュアランス株式会社が入手する個人情報については、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。

また、生命保険会社（事務幹事会社）は、受領した個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、各種商品・サービスの提供（関連会社・提携会社を含む）、その他この保険契約に関連・付随する業務に利用し、当社または住商インシュアランス株式会社に上記目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取り扱います。

注意喚起情報

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当社（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「(追加) 加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当社の職員などには保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

③ 申込み時 予定利率の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等が生じた場合に、**保険料や積立金などの計算基礎（予定利率）を将来変更することがあります。**

④ 請求時 年金・一時金などが支払われない場合について

次のような場合、年金や一時金などが支払われないことがあります。

- ◆遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、当該受取人には遺族一時金が支払われません。同様に年金受給者を死亡させた場合も、未支払の年金原資は支払われません。いずれの場合も、他の相続人に支払われます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺の行為があった場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- ◆受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき（未遂を含みます）や契約者、加入者または受取人や継続受取人が、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となることがあります。この場合、所定の金額が返金されます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約への加入または増口（保険料の増額）の際に提出される書類に、故意または重大な過失により重大な事実について不実の記載がある場合には、**拠出型企業年金保険遺族年金特約保険金を加算できない場合があります。**
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部またはその加入者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。

⑤ 請求時 脱退時の一時金について

掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は制度運営費、事務手数料および拠出型企業年金保険遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、脱退時の一時金額が**払い込まれた掛金の合計額を下回る場合があります。**



⑥ 諸制度 年金・一時金などをめれなく請求していただくために

- ◆加入者からの請求に応じて、年金・一時金などが支払われますので、年金・一時金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当社担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの支払事由が生じた場合、加入されているご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、当社担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**年金額・一時金額などが削減されることがあります。**
- ◆引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも年金額・一時金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について


- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- ◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度（拠出型企業年金保険）の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

住友生命保険相互会社

法人サービス室（拠出型企業年金保険窓口）

 **0120-357223**

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問い合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

●証券番号：363035001

●契約者名：住友商事株式会社

加入申込書

ニューエイジ

ご契約者
ご使用欄

(会員番号等のチェックにご使用下さい)

住友生命保険相互会社 行 以下の者について加入資格を満たしていることを確認し、下記申込日付にて当契約の加入を申込みます。

次のとおり申込みいたします。申込みにあたり、私は現在正常に勤務しています。

申込日	年	月	日
証券番号	3 6 3 0 3 5 0 0 1		
被保険者番号			
会社名			
(会社コード)			

申込区分
1
新規=1 増口=2

契約者
住友商事株式会社
事務担当者氏名
(ご記入ください。ご記入に代わり押印でも結構です。)

*** 書類送付先住所をご記入下さい ***
〒
日中の連絡先(TEL - -)

氏名コード(社員番号)			
フリガナ			
【ご署名】	性別	生年月日	制度区分
氏名	男=1 女=2	(元号:昭和=3、平成=4、令和=5)	
(下記了承のうえ、ご署名ください。)	姓	名	元号 年 月 日
		様	

お申込内容

加入案内用資料を読み、重要な事項(契約概要・注意喚起情報等)の内容、個人情報の取扱いおよび申込内容が自らの意向(ニーズ)に沿ったものであることを確認・同意のうえ、契約者あて当制度への加入を申込みます。

半年払
1口掛金額
50,000円

ご加入年月
元号 年 月
令和

コース名	既加入口数	お申込口数	お申込掛金額	合計掛金額
ニューエイジ 税制適格	0 口	1 口	50,000 円	50,000 円

ご加入年月
元号 年 月

ご加入年月
元号 年 月

	既加入口数	お申込口数	お申込掛金額	合計掛金額
	口	千 口	千 円	千 円

***** 申込書記入要領 *****

- ・新規加入用申込書ですので既にご加入されている方は、今回ご提出不要です。
- ・現在、マイライフ(月払)据置中の方はご加入できません。

* お申込希望の方 *

- ◎申込日、会社名、氏名コード(社員番号)、氏名、性別、生年月日、書類送付先住所をご記入ください。記入の際はボールペンでご記入ください。
- 訂正する場合は該当箇所を抹消し、訂正署名(フルネーム)のうえ正当内容をご記入ください。

* 申込書ご提出先 *

- 下記宛ご提出ください。(社内便可)
- 住商インシュアランス株式会社 個人保険部
- 〒100-8601 東京都千代田区大手町2-3-2 大手町プレイス イーストタワー 20階

点検	担当	受付
----	----	----